

第3章 緑の基本計画

1. 緑地の保全及び緑化の目標

1-1. 基本理念

本計画は、上位計画として位置づけられる「砂川市都市計画マスタープラン」の基本方針を受けた都市計画の緑に関する部門の実現に向けた施策の展開を図るものであり、「砂川市第7期総合計画」のめざす都市像である『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』の実現に向けた方策の一翼を担うべきものとして設定します。

◆砂川市第7期総合計画

【まちづくりの基本理念】

これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心として共に行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

【めざす都市像】 『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』



◆砂川市都市計画マスタープラン

【基本理念】『安全・安心なコンパクトで活力のある、

市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』

- 少子高齢化が進む中においても、市街地の低未利用地、空き家、空き店舗を有効活用し、歩いて暮らせる生活圏の形成としてのまちなか居住の推進を図ることにより、「コンパクトな市街地の形成」をめざします。
- 川と緑など豊かな自然環境を有する良好な居住環境を保全し、「都市と自然が調和した個性ある地域づくり」や、環境を重視した効率的で持続可能な都市の形成をめざします。
- ユニバーサルデザインの推進、美しい街並みづくりや公共施設等の維持・管理などについて、市民と行政が一体となって議論、連携する「市民参加型のまちづくり」をめざします。
- 地域を支える農業・商工業などの産業の振興を図るとともに、道路をはじめとする都市基盤の維持管理や公共交通機関の維持を行うことで、活力にあふれ賑わいのある都市をめざします。
- 大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用をめざします。
- 少子高齢化が進むことで、将来の生活環境が大きく変化していくと予想されますが、市民と行政が互いに情報を共有し、信頼関係を築きながら地域コミュニティを育み、だれもが安心して住み続けることができるような、「やさしいまち」をめざします。



◆緑の基本計画

既存の水と緑や田園風景、公園・緑地の価値を再認識し、それらの機能や魅力を最大限に発揮して安全・安心・快適な緑であふれる地域社会を創造するために、官民連携を推進した緑づくりをめざします。

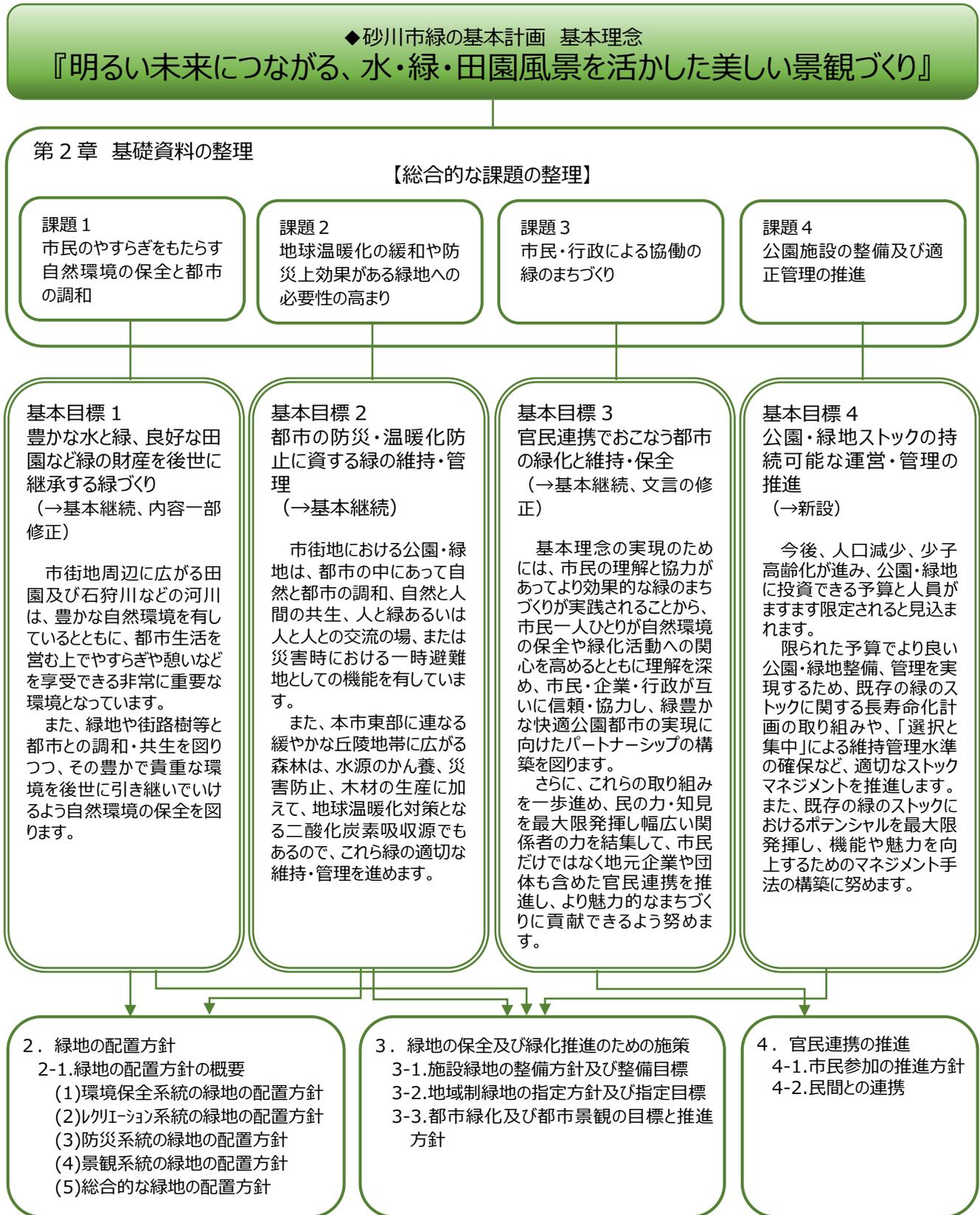
前回の基本理念：『共にはぐくみ、水・緑・田園風景を活かした景観づくり』



【基本理念】『明るい未来につながる、水・緑・田園風景を活かした美しい景観づくり』

1-2. 基本目標

基本理念及び分析評価からの課題をもとに、緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方を示す基本目標を次のとおりとします。



前頁図のように、「砂川市第 7 期総合計画」における「めざす都市像」や、「砂川市都市計画マスタープラン」における基本理念と整合を図った本計画の基本理念は、『2. 緑地の配置方針』『3. 緑地の保全及び緑化推進のための施策』『4. 官民連携の推進』へと方針展開されます。

これまでの緑の基本計画は、市内の緑地の保全及び緑化の目標、都市公園の整備の方針等を定めることで、都市における緑とオープンスペースの総合的な計画として機能してきました。

しかし、今後は、量的な側面だけでなく、良好な景観の形成や、地域の歴史・文化を守ることによる地域アイデンティティの醸成、生物多様性の確保といった質的な側面の強化や、人口減少が見込まれる中での緑地の保全、都市公園の整備や維持管理の目標の考え方、都市の再構築の中での緑とオープンスペースの再構築の考え方など、社会状況の変化等に応じた方向性を示すことが必要になります。

1 - 3. 計画のフレーム

(1)都市計画のフレーム

本計画の基礎となる本市の都市計画のフレームは、「砂川市都市計画マスタープラン」（数値は国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して砂川市第 7 期総合計画にて設定）より、以下のとおり設定します。

①計画対象地域

| 計画対象市町村 | 都市計画区域名 |
|---------|-------------------|
| 砂川市 | 砂川都市計画区域（2,346ha） |

②都市計画区域の人口の見通し

| 年次 | 平成 27 年 2015 年 | 令和 12 年 2030 年 |
|----|-------------------|-------------------|
| 人口 | 17,168 人 | 14,650 人 |
| 世帯 | 7,858 世帯 | — |

③市街地の規模（市街地内）

| 年次 | 平成 27 年 2015 年 | 令和 12 年 2030 年 |
|-------|-------------------|-------------------|
| 市街地人口 | 16,477 人 | 14,350 人 |
| 市街地規模 | 1,159.4ha | 1,159.4ha |

※参考：行政区域の人口の見通し

| 年次 | 平成 27 年 2015 年 | 令和 12 年 2030 年 |
|----|-------------------|-------------------|
| 人口 | 17,694 人 | 15,000 人 |

(2)計画の目標水準

緑地総量の達成状況（40 ページ）に示したとおり、前計画においては、「都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」のうち「都市公園等の整備面積」、「緑の基本計画で確保する緑地の総量」は目標を達成しました。

また「緑地の確保」や、「都市公園等の施設として整備すべき緑地」のうち「都市公園の整備面積」については未達成でしたが、「緑地の確保」は「将来市街地に対する割合」が達成度 97.80%、「都市計画区域に対する割合」が達成度 97.75%、「都市公園の整備面積」は達成度 96.42%であり、概ね達成しています。

上記のように、前計画で目標を概ね達成していることから、本計画においては様々な工夫をしながら、緑の質の向上に努めます。

①緑地の確保目標水準

| 項目 | 令和 2 年度 2020 年度 | 令和 12 年度 2030 年度 |
|--------------|--------------------|---------------------|
| 将来市街地に対する割合 | 10.22% (97.80%) | — |
| 都市計画区域に対する割合 | 44.77% (97.75%) | — |

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

| 項目 | 令和 2 年度 2020 年度 | 令和 12 年度 2030 年度 |
|-------|--------------------------------------|---------------------|
| 都市公園 | 212.0 m ² /人 (96.42%) | — |
| 都市公園等 | 267.1 m ² /人 (111.27%) | — |

③緑の基本計画で確保する緑地の総量

| 項目 | 令和 2 年度 2020 年度 | 令和 12 年度 2030 年度 |
|--------------------|------------------------|---------------------|
| 施設緑地 | 約 462ha (111.06%) | — |
| 地域制緑地 | 約 829ha (100.00%) | — |
| 緑地面積合計 (重複面積除く) | 約 1,050ha (104.48%) | — |

※①～③の表内（ ）の数値は、前計画目標に対する達成度

表 緑の質の向上のための主な工夫

| 工夫 | 目的 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 公園施設の長寿命化計画 | 日常的な点検や維持保全により、公園施設の安全性確保、機能保全を図る。 |
| 都市公園の集約・再編 | 地域ニーズに沿った公園機能の分担など、公園としての魅力向上、活性化を図る。 |
| 植栽樹木の成長に見合った適切な管理 | 樹木を植栽後、成長して良好な緑景観を形成する一方、建築限界や民地への枝の越境、見通し阻害や道路標識等の視認阻害、大量の落ち葉の発生などの問題を低減するため、剪定などを行う。 |
| 官民連携の推進 | 美しく魅力的なまちづくりを実現するため、民間の力・知見を最大限発揮し、幅広い関係者の力を結集して、地元企業や団体が積極的に関わった官民連携を推進する。 |

